

西宮市上下水道事業審議会運営要綱

(平成27年2月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）に規定する西宮市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長が不在のときの職務代理)

第2条 会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。

2 会長及び副会長が共に不在のときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

(開催の周知)

第3条 審議会の開催が決定されたときは、原則として開催日の1週間前までに次に掲げる事項をホームページに掲載するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 審議事項
- (3) 公開・非公開の区分
- (4) 傍聴の定員及び受付方法
- (5) その他必要と認める事項

(会議の公開又は非公開の決定)

第4条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、議決により非公開とすることができる。

- (1) 西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に規定する非公開情報と認められる事項を審議するとき。
 - (2) 公開することにより会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、審議事項が同項各号のいずれかに該当することが明らかである場合は、議決によらず非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第5条 傍聴の受付は、会議開始時刻の30分前から10分前まで行うものとする。ただし、傍聴を希望する者が第3項に規定する定員を超えないときは、会議開始時刻まで行うものとする。

- 2 傍聴を希望する者は、傍聴受付簿に氏名、住所及び電話番号等を記入しなければならない。
- 3 傍聴者の定員は、会場の規模等を勘案して、会議の円滑な運営ができる範囲内で定めるものとする。
- 4 傍聴を希望する者の数が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。
- 5 傍聴を希望する者のうち西宮市の記者クラブに加盟する報道関係者は、前項の規定にかかわらず、抽選によらず傍聴することができる。

(撮影又は録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場内において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長が許可したときは、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、第4条第1項ただし書の規定により会議が非公開となったときは、速やかに退場しなければならない。

2 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該傍聴者に退場するよう命ずることができる。

(1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をしたとき。

(2) 会長の許可なく、写真、動画等を撮影し、又は録音等をしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき。

(会議録の調製)

第8条 会議の議事については、次の事項を記載した会議録を調製しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議の内容

(4) 会議の傍聴及び会議録の公開に関する事項

(5) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録を調製したときは、速やかにその概要を作成して公表するものとする。

(審議会の印)

第9条 審議会の印(以下「印」という。)は、審議会の作成する文書が真正であることを認証する。

2 印の名称、ひながた、書体及び寸法等は、別表のとおりとする。

3 印の保管及び使用については、別表に定める管守者がその責任を負う。

4 管守者は、印について盗難、紛失、破損その他不正使用等を防止するための措置をとるとともに、その管理を厳重に行わなければならない。

5 印は、通常使用する場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、特別の事情によりあらかじめ管守者の承認を得たときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、経営企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、別に定める。

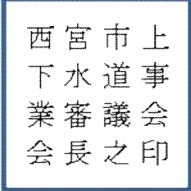
付 則

この要綱は、平成27年2月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第9条関係）

名称	ひながた	書体	寸法	管守者
西宮市上下水道事業審議会会長印	 <p>西宮市上 下水道事 業審議会 会長之印</p> <p>【図内文字】 西宮市上下水道事業審議会 会長之印</p>	隸書	方 2.4cm	経営企画課 長